

令和8年1月20日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 測定機器の点検調整ほか
※詳細については別紙仕様書を参照
- 2 納入期限 令和8年3月19日（木）
- 3 納入場所 関東森林管理局 保全課 測定係
- 4 見積書等提出の日時・場所 日時 令和8年2月9日（月）午後3時まで
場所 関東森林管理局 経理課 企画係
※ 郵便による提出を認めます。
- 5 提出書類 見積書（見積書は、消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入ください）
下記7の資格を証明できる書類の写し
※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「見積書在中（測定機器の点検調整ほか）」と朱書きのうえ提出してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日から7日以内
- 7 必要な資格等
- ・令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格の「役務の提供等」を有する者であること。
 - ・JSIMA校正・検査認定事業者であること。
- 8 その他
- (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
 - (2) 契約条件については、別紙「契約条件書（役務）」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。

（担当：保全課 測定係）
(電話：027-210-1173)

別紙

仕様書

1. 内訳

品名	規格	数量	単位
トータルステーション 校正・検査	JSIMA校正・検査認定制度に基づくもの	5	台
一素子プリズム 点検	清掃、点検調整	2	台

2. 内訳の詳細

No.	種類	メーカー	形式	仕様項目		備考 (呼称)
				校正・検査	点検・調整	
1	3級TS	ニコン	NST-305C	○		福島
2	3級TS	ニコン	NST-305C	○		村上
3	3級TS	ニコン	NST-305C	○		上越
4	3級TS	ニコン	NST-305C	○		局2
5	3級TS	ニコン	NST-305C	○		局3
6	一素子プリズム	ソキア	APS12S		○	千葉1
7	一素子プリズム	ソキア	APS12S		○	千葉2
計				5	2	

3. 納入 納入先及び担当職員は以下のとおりとする。

①納入先 関東森林管理局 保全課 測定係

〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25

電話番号 027-210-1173

②担当者 保全課 測定係長

4. その他

- ① トータルステーション校正・検査については、納入する際に校正証明書と検査成績書を提出すること。
- ② 受注者は、納入先において測定機器を指定した数だけ引き取り、点検等の場所まで運搬すること。また、点検等終了後も受注者が納入先の場所まで運搬し、納入すること。運搬の形態は、受注者が直接運搬するか、受注者が用意した測量機器の取り扱いを理解した運搬業者に任せるかのいずれかとする。その場合の送料については、受注者負担とする。
- ③ 点検等の結果、規格等に適合しない場合は、担当職員に通知するとともに、当該追加整備にかかる費用の見積をすること。
- ④ 検査に合格し引渡しが完了しても3ヶ月の期間において、当該作業に瑕疵が生じた場合はその瑕疵を補修し又は再度整備すること。
- ⑤ 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打合せを行うものとする。

契約条件書(役務)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は業務を履行完了したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって業務を完了したものとする。
甲は履行完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあったときは、履行期限内又は甲の指定した期限内に修正等を行い甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は履行期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに履行期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか履行期限までに業務を完了できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は業務を完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 業務完了後 1 年以内に契約物件にかくれた瑕疵があった場合は、乙は甲の指示に従い、補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。